

第28回定時株主総会招集ご通知に際しての交付書面非記載事項

【電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項】

- [事業報告] 財産及び損益の状況の推移
主要な事業内容
主要な事業所
使用人の状況
主要な借入先の状況
株式の状況
新株予約権等の状況
責任限定契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- [連結計算書類] 連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- [計算書類] 株主資本等変動計算書
個別注記表
- [監査報告] 連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社バイ・テクノロジー

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただきました株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 企業集団の現況

(1) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 2021年4月から 2022年3月まで	第 26 期 2022年4月から 2023年3月まで	第 27 期 2023年4月から 2024年3月まで	第 28 期 (当連結会計年度) 2024年4月から 2025年3月まで
売 上 高(百万円)	51,418	43,146	37,335	46,182
経 常 利 益(百万円)	5,868	1,700	1,112	1,891
親会社株主に帰属す る 当 期 純 利 益(百万円)	4,198	260	778	800
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	434円 21銭	26円 92銭	80円 65銭	84円 07銭
総 資 産(百万円)	72,601	71,387	75,606	73,201
純 資 産(百万円)	34,540	33,884	34,639	33,581
1 株 当 た り 純 資 産 額	3,534円 40銭	3,475円 25銭	3,571円 35銭	3,544円 98銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、期中平均の発行済株式の総数（自己株式数を控除後）に基づき算出しております。

2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定において、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 2021年4月から 2022年3月まで	第 26 期 2022年4月から 2023年3月まで	第 27 期 2023年4月から 2024年3月まで	第 28 期 (当事業年度) 2024年4月から 2025年3月まで
売 上 高(百万円)	39,366	30,053	23,700	30,694
経 常 利 益(百万円)	5,447	2,341	2,536	893
当期純利益又は当期 純 損 失 (△) (百万円)	3,791	985	△3,154	248
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	392円 14銭	101円 87銭	△326円 82銭	26円 13銭
総 資 産(百万円)	64,886	63,794	61,843	57,916
純 資 産(百万円)	32,980	32,842	29,104	28,004
1 株 当 た り 純 資 産 額	3,410円 78銭	3,396円 47銭	3,023円 95銭	2,963円 34銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額は、期中平均の発行済株式の総数（自己株式を控除後）に基づき算出しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額の算定において、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

(2) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、FPD装置、半導体・フォトマスク装置等の開発、製造及び販売を主要な事業と位置づけております。

主要製品名			
FPD装置		半導体・フォトマスク装置	
光配向膜露光装置	AEGISシリーズ	シリコンウェハ検査装置	MS-1000シリーズ
大型ガラス基板露光装置	RZシリーズ	自動塗布現像装置	LITHOTRAC Dual-1000シリーズ
ロール to ロール露光装置	DZシリーズ	レジスト現像速度測定装置	RDA-800Twinシリーズ
外観検査装置	Capricornシリーズ	マスクレス露光装置	DL-1000Aシリーズ
カラーフィルター欠陥修正装置	Jupiterシリーズ	MRAM用非接触電気検査装置	UFシリーズ
TFT欠陥修正装置	Taurusシリーズ	電子回路基板検査装置	SRVシリーズ
精密座標測定装置	Mercuryシリーズ	レジストレーション精度測定装置	PMARSシリーズ
微小寸法測定装置	Venusシリーズ	外観検査装置	Dioneシリーズ
		欠陥修正装置	Pictorシリーズ
		半導体用マスクライター	Stark R6シリーズ
		精密座標測定装置	Mercury SHRシリーズ
		欠陥修正装置(FIB)	Dracoシリーズ
		欠陥修正装置	Sculptorシリーズ
		外観検査装置	Geminiシリーズ
		DI露光装置	LAMBDIシリーズ
		アドバンスドパッケージ用テスター	LIBRAシリーズ

(3) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

当社	(本社) 神奈川県横浜市 (YRPイノベーションセンター) 神奈川県横須賀市
V Technology Korea Co., Ltd.	韓国
V Technology Taiwan Co., Ltd.	台湾
Kunshan V Technology Co., Ltd.	中国
VETON TECH LIMITED	香港
オー・エイチ・ティー株式会社	広島県福山市
株式会社ブイ・イー・ティー	(本社) 神奈川県横浜市 (米沢工場) 山形県米沢市
株式会社ナノシステムソリューションズ	沖縄県うるま市

(4) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
964名	9名増

(注) 上記使用人数には、嘱託社員及び派遣社員等の数は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
257名	13名増	48.2歳	8.4年

(注) 上記使用人数には、子会社への出向者、嘱託社員及び派遣社員等の数は含んでおりません。

(5) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
(株)三菱UFJ銀行	7,503
(株)三井住友銀行	3,800
(株)静岡銀行	2,455
(株)千葉銀行	1,886
(株)みずほ銀行	1,135

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,180,600株
- ② 発行済株式の総数 10,057,600株
- ③ 株主数 7,638名 (前事業年度末694名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,279,700株	13.36%
杉本 重人	1,174,600株	12.27%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	421,038株	4.39%
JPモルガン証券(株)	285,048株	2.97%
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	217,900株	2.27%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	126,071株	1.31%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	96,000株	1.00%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	86,453株	0.90%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	85,142株	0.88%
島根 良明	82,600株	0.86%

(注) 持株比率は自己株式 (484,948株) を控除して計算しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	8,127株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

当該事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権等はありません。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権

当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権はありません。

(3) 会社役員に関する事項

①責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の国内子会社の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新をしております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では公序良俗に反する行為を原因とする損害賠償を補償の対象外としております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
取締役 城戸 淳二	他社での豊富な企業経営経験と専門知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。特に当社の有機EL事業について研究者の観点から適宜必要な助言、提言を行っていただいております。また、重要な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長も務め、当社運営に客観的な立場から携わっていただいております。	取締役会：16回中16回 指名・報酬委員会：4回中4回
取締役 西村 豪人	会社経営の経験を踏まえ、広範な視野から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。特に経営コンサルタントで培った経験及び知識を踏まえ、当社の経営戦略策定について適宜必要な助言、提言を行っていただいております。また、重要な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員も務め、当社運営に客観的な立場から携わっていただいております。	取締役会：16回中16回 指名・報酬委員会：4回中4回
取締役 立山 純子	弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する専門的見地をもとに、取締役会において積極的な発言を行っており、実践的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、任意の指名・報酬委員会の委員も務め、当社運営に客観的な立場から携わっていただいております。	取締役会：13回中13回 指名・報酬委員会：4回中4回
監査役 阿比留 修	金融機関での内部監査やコンプライアンスに関する豊富な経験と知識を踏まえ、監査役として、取締役会及び監査役会において意思決定の適正性を確保するための助言、提言を行っております。	取締役会：16回中16回 監査役会：13回中13回
監査役 千葉 繁樹	内部監査やコンプライアンスに関する高い見識及び経営管理分野における経験を通じて培われた経営視点をもとに、監査役として、取締役会及び監査役会において積極的な発言を行っており、中立的・客観的な観点から監査を行っております。	取締役会：13回中13回 監査役会：10回中10回

(5) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	62百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームに対して監査証明業務に基づく報酬3百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 解任又は不再任の決定の方針

会社都合のほか、法令違反等会計監査人の職務の執行に支障があり、改善されない場合に、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とします。

監査役会は、会計監査人が下記事項に定める項目のいずれかの場合に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任又は不再任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人解任又は不再任及びその理由を報告します。

- ・会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合
- ・会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ・その他、会計監査人の監督品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合等

(6) 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月27日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役、使用人が法令、定款を遵守し、社会倫理を尊重するため、コンプライアンス基本規程を整備し、社内に周知徹底、コンプライアンス意識の醸成を図る。
担当部門は、問題の有無を調査し、取締役会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び使用人の職務執行に係る文書については、取締役会に定めるものの他、文書管理に関する規程を整備し、その保存媒体に応じて閲覧、保管、廃棄等の体制を構築する。また、稟議規程により、申請、決裁等の意思決定の具体的な手続きを定める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社内各規程遵守によりリスクの未然防止に努めると共に、リスクの発生に備え、その種類に応じた基本的な対応策を定め、損失発生時の最小限化に努める。また、損失の程度に応じたディスクロージャー体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会の定時開催のみならず、適宜臨時に開催し、取締役、監査役間での情報の共有化、迅速かつ透明性のある意思決定に努める。
 - イ. 営業会議等の開催により取締役、監査役、使用人間での情報や問題意識の共有化を進める。
 - ウ. 職務権限、組織、業務分掌の社内各規程を整備し、取締役、使用人の職務、権限を明確にし、適切、効率的かつ透明性のある意思決定に努める。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 企業集団としての体制
関係会社の統括責任者の設置など関係会社管理の体制を整備し、関係会社の的確な管理を通じて、当社グループの円滑な運営に努める。
 - イ. 子会社の取締役及び業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、当社との間で定めた営業成績、財務・経理、人事その他の経営上の重要事項を関係会社の統括責任者を通じて本社へ定期的に報告する。
 - ウ. 子会社の損失の危険の管理に対する体制
当社危機管理基本規程に、子会社も含めて当社グループ全体のリスク管理体制を定

めると共に各子会社はその体制整備に努める。

エ. 子会社の取締役等の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の重要事項等を適時各子会社へ伝え、情報の共有化を図ることにより子会社の取締役の執行が効率的に行われるように努める。

オ. 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ全体の行動規範、グループコンプライアンス基本規程を整備すると共に、関係会社の統括責任者及び本社監査室が内部監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその実効性を確保する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

ア. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人の処遇は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

イ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は、会計監査人、当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から随時報告を受け、意見交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

イ. 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(8) 監査役へ報告した者が不利な取り扱いを受けないようにする体制

グループコンプライアンス基本規程に、通報者保護に関する事項を定め、当社グループに周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求をする際は、総務部において受理し速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要について

当社グループは業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備に努めると共に、その運用状況の把握を行い必要により改善を図っております。また、グループ全体としてその周知徹底に努めております。その主な運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス基本規程をイントラに掲示し周知徹底を図ると共に、各子会社においては、この規程の内容と同等の規程を作成するか、若しくは翻訳させて使用させております。また、安全保障輸出管理規程及び安全衛生委員会規約に基づき、安全保障輸出に関する教育を海外子会社も含めて実施すると共に、安全衛生委員会を毎月1回開催しております。
更に、内部監査室及び関係会社管理室が監査を実施し、グループ全体の状況の把握に努めております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び使用人の職務執行に係る文書については、文書管理規程に従い取扱うと共に、総務部が保管を行うことを定め管理しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理基本規程に基づき、リスクの未然防止に努めると共に、リスク発生に対しては総務部がグループ全体の情報収集を行うこととし、早期に親会社及び子会社間の情報の共有化を図り、損失の最小限化に努めております。またリスクが発生した場合には迅速に情報開示できるように、I Rグループを社長室所属としております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は12回の定時開催と、4回の臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うと共に、取締役会には監査役も出席して、情報の共有化及び透明性のある意思決定を図っております。また、毎月営業会議、管理会議、研究開発会議を開催し取締役、監査役、使用人の間で、情報や問題意識の共有化及び課題対応の方針の明確化に努めております。更に職務権限規程及び組織・業務管理規程を組織変更時に速やかに見直し、業務に支障が起きないように努めております。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
内部監査室が当会社企業集団の財務報告に係る内部統制の有効性評価を行い、業務の適正を確保しております。また、関係会社管理室が、グループ子会社に対して円滑な運営が実施できるように指導を行うと共に、各子会社は経営上の重要事項等については毎月1回開催される取締役会において議論を行い、関係会社管理室も参加して問題解決に

努めております。更に子会社の役員等が毎月本社取締役会及び営業会議に参加すると共に、子会社の運営状況等重要事項の報告をして、グループ全体としての認識の共有化に努めております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその実効性を確保する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

該当する状況は無く、使用人は置いておりません。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に求められた報告者は、迅速にその報告を行うと共に、必要により随時報告及び意見交換を行っております。

- (8) 監査役へ報告した者が不利な取り扱いを受けないようにする体制

コンプライアンス通報規程に通報者保護に関する事項を定めて、イントラに掲示し周知徹底すると共に、監査役監査基準に通報者が不利な取り扱いを受けないことが確保されているかを確認することを定めております。

- (9) 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針

監査役の海外子会社等への往査の業務実施に必要な出張経費を、総務部において迅速に処理しております。

3. 反社会的勢力排除、対応に関する基本方針

当社は、企業行動指針で、違法行為や反社会的行為に係わらないよう良識ある行動に努め、反社会的な勢力とは関係を持たず、毅然とした態度で臨む旨を規定して、日常の企業行動の基本としております。

また、「神奈川県企業防衛対策協議会」(神企防)に加盟し、定期的開催される会合に出席し、情報の収集及び意見の交換等を行い、会員企業と相互連携を図っております。

この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

1. 記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点第2位を四捨五入しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,847	2,503	29,387	△2,011	32,727
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△675		△675
親会社株主に帰属する 当期純利益			800		800
自己株式の取得				△499	△499
自己株式の処分				32	32
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	-	-	124	△467	△342
当連結会計年度末残高	2,847	2,503	29,512	△2,479	32,384

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	242	1,402	1,644	267	34,639
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当					△675
親会社株主に帰属する 当期純利益					800
自己株式の取得					△499
自己株式の処分					32
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△211	△316	△528	△185	△714
当連結会計年度変動額合計	△211	△316	△528	△185	△1,057
当連結会計年度末残高	30	1,085	1,115	81	33,581

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 23社
- ・ 主要な連結子会社の名称 V Technology Korea Co., Ltd.
V Technology Taiwan Co., Ltd.
Kunshan V Technology Co., Ltd.
VETON TECH LIMITED
オー・エイチ・ティー株式会社
株式会社プイ・イー・ティー
株式会社ナノシステムソリューションズ

② 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、株式会社クリマ・ソフト及びエイチエスティ・ビジョン株式会社を株式取得により子会社化したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 4社
- ・ 持分法適用の関連会社の名称 株式会社日本生産技術研究所
Xianyang CHVT New Display Technology Co., Ltd.
ネクスファイ・テクノロジー株式会社
株式会社EORIC

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の内、Kunshan V Technology Co.,Ltd.、OHT (SHANGHAI) Incorporation.、OUTSTANDING HIGH TECHNOLOGIES Inc.、VETON TECH(SHANGHAI) Co., LTD.、V-Technology (SHANGHAI) Human Resource Management CO., LTD.、V Investment China Co., Ltd.、V-Tech Shining Color Technology (Kunshan) Co., Ltd.、Imec Agricultural Technology(Suzhou) Co., Ltd.の決算日は12月31日のため、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品……………当社及び連結子会社は、原材料は月別総平均法による原価法を、貯蔵品は最終仕入原価法を採用しております。
なお、貸借対照表価額についてはいずれも収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

ハ. デリバティブ……………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を、機械装置、工具器具備品については定率法を採用しております。

（主な耐用年数）

建物及び構築物	3年～45年
機械装置	5年～8年
工具器具備品	2年～18年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。
また、特許権については8年間、のれんについては2年～5年間で均等償却をしております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金……………当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

- ハ. 製品保証引当金……………製品販売後のアフターサービス費用の支出（当社の瑕疵に基づく無償サービス費を含む）に備えるため、アフターサービス費用の支出実績を勘案した支出見込額を計上しております。
- ニ. 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失金額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しています。
- ホ. 株式給付引当金……………株式給付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を収益として認識することとしております。

当社グループは、主として、FPD・半導体製造装置、検査装置等の製品の販売を行っておりますが、顧客への引渡の際に据付を要しない製品の国内取引については出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため出荷時に収益を認識し、海外取引については船積完了時に収益を認識しています。また、顧客への引渡の際に据付を要する製品については据付完了時に収益を認識しております。また、当社グループの製品に対する有償修理・保守・移設等の役務提供を行っておりますが、役務提供については、履行義務が一時点で充足される場合には役務提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には役務提供期間にわたり定額、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産・負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益・費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象……ヘッジ手段
為替予約
ヘッジ対象
外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
- ハ. ヘッジ方針……………当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法……ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の外貨建金銭債務又は外貨建予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 821百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによる回収可能性を判断し、将来税負担を軽減することができる範囲内で計上をしております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、予算計画を基礎としており、売上高をその主要な仮定としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、主要な仮定である売上高の前提について、経済環境の変化等の影響を受けた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,801百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。
当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

場所	用途	種類
神奈川県、静岡県及び中国	事業用資産	建物及び機械装置等

当社グループは、原則として他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングしております。

当社及び当社の連結子会社であるImec Agricultural Technology(Suzhou)Co., Ltd.において農業事業を行っておりますが、異常気象による天候不順や病害虫の影響等から業績不振が続いております。また、当社の連結子会社であり、フラットパネルディスプレイのサルベージサービス事業を行うV-Tech Shining Color Technology (Kunshan) Co., Ltd.においては、顧客依頼を受け先方工場内に設置したサルベージ設備について、顧客都合による稼働率の低迷が長期化しています。これらの状況を踏まえ、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（560百万円）として特別損失へ計上しております。

その内訳は、建物及び構築物292百万円、機械装置92百万円、工具器具備品5百万円、建設仮勘定49百万円及びその他120百万円であります。

なお、回収可能価額については、使用価値により測定しておりますが、見積期間内の割引前将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しています。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,057,600株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	292	30.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	382	40.00	2024年9月30日	2024年12月5日
計	—	675	—	—	—

(注) 1. 2024年6月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 2024年11月11日取締役会の決議による配当金の総額には、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	382	40.00	2025年3月31日	2025年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達には主に銀行からの借入により、資金運用は安全性の高い預金等により運用しております。デリバティブは、為替の変動リスクのヘッジに限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部海外生産に伴う外貨建債務については、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約及び直物為替を利用してヘッジしております。

借入金は、主に運転資金及び企業買収資金に係る資金調達を目的としたものであり、借入期間は1年以内と1年超と混在しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部署が販売管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替及び金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約及び直物為替を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の基本方針や範囲、運用管理体制等を定めた社内規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額666百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。支払手形及び買掛金、電子記録債務においても、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
①受取手形及び売掛金 (* 2)	19,617	19,561	△55
②投資有価証券 その他有価証券	379	379	—
③1年内返済予定の長期借入金 及び長期借入金	(19,946)	(19,791)	△154

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	379	—	—	379
債券	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形及び売掛金	—	19,561	—	19,561
1年内返済予定の長期 借入金及び長期借入金	—	19,791	—	19,791

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

ほとんどが1年以内に決済されますが、その一部に契約条件等により1年を超えるものが含まれております。このため一定期間ごとに分類し、その期間に見合う国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値に信用リスクを加味して時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

時価については、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	FPD装置 事業	半導体・ フォトマスク 装置事業	計		
製品	21,598	12,963	34,562	—	34,562
その他・サービス等	8,210	1,941	10,152	1,468	11,620
顧客との契約から生じる収益	29,809	14,905	44,714	1,468	46,182
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	29,809	14,905	44,714	1,468	46,182

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、IT事業・OLED照明事業・農業事業等です。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

①契約及び履行義務に関する情報

当社グループは、主として、F P D・半導体製造装置、検査装置等の製品の販売を行っております。また、当社グループの製品に対する有償修理・保守・移設等の役務提供を行っております。

②取引価格の算定に関する情報

当社グループは、取引価格の算定にあたって、顧客との契約において、重要な変動対価、及び金融要素を含まないことから、原則、契約時に合意された価格をもって取引価格としております。

③履行義務への配分額の算定に関する情報

当社グループは、取引価格の履行義務への配分額の算定にあたって、基本的に1つの契約に含まれる履行義務は単一の履行義務であり、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

④履行義務の充足時点に関する情報

当社グループは、顧客への引渡の際に据付を要しない製品については出荷時点、顧客への引渡の際に据付を要する製品については、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、履行義務を充足した時点「据付完了」とし、その時点をもって収益を認識しております。また、役務提供については、履行義務が一時点で充足される場合には役務提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には役務提供期間にわたり定額、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度（期首） (2024年4月1日)	当連結会計年度（期末） (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	24,716	19,786
電子記録債権	165	265
契約負債		
前受金	4,496	5,037

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,911百万円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点における未充足の履行義務に配分した取引価格は、43,664百万円です。これらは、2年以内に収益認識することを予定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,544円98銭
- (2) 1株当たり当期純利益 84円07銭

1株当たり当期純利益の算定において、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

10. その他の注記

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1)役員株式交付信託

当社は、2020年6月25日開催の第23回定時株主総会に基づき、2020年9月2日より、当社取締役に対する株式報酬制度を導入しております。

①取引の概要

当社が定める「役員向け株式交付規程」に基づき、当社取締役に対してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を交付する仕組みであります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末241百万円、62千株であります。

(2)従業員株式交付信託

当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月2日より、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン（以下「本プラン」という。）を導入しております。

①取引の概要

本プランの導入に際し制定した「従業員向け株式交付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を交付する仕組みであります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末234百万円、60千株であります。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	2,847	2,503	2,503	1,300	24,228	25,528	△2,011	28,869	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△675	△675		△675	
当期純利益					248	248		248	
自己株式の取得							△499	△499	
自己株式の処分							32	32	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△426	△426	△467	△894	
当 期 末 残 高	2,847	2,503	2,503	1,300	23,801	25,101	△2,479	27,974	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	234	234	29,104
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△675
当期純利益			248
自己株式の取得			△499
自己株式の処分			32
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△205	△205	△205
事業年度中の変動額合計	△205	△205	△1,099
当 期 末 残 高	29	29	28,004

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……原材料は月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品は最終仕入原価法

③ デリバティブ……時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 …定額法

機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品……定率法

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～38年

構築物 7～45年

機械装置 5～8年

車両運搬具 4年

船舶 4年

工具器具備品 2～18年

②無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。残存価額は、リース契約上の残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としています。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 ……………当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 ……………製品販売後のアフターサービス費用の支出（当社の瑕疵に基づく無償サービス費を含む）に備えるため、アフターサービス費用の支出実績を勘案した支出見込額を計上しております。
- ④ 受注損失引当金 ……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失金額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しています。
- ⑤ 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑥ 株式給付引当金 ……………株式給付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（改正企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を収益として認識することとしております。

当社は、主として、FPD・半導体製造装置、検査装置等の製品の販売を行っておりますが、顧客への引渡の際に据付を要しない製品の国内取引については出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため出荷時に収益を認識し、海外取引については船積完了時に収益を認識しています。また、顧客への引渡の際に据付を要する製品については据付完了時に収益を認識しております。また、当社グループの製品に対する有償修理・保守・移設等の役務提供を行っておりますが、役務提供については、履行義務が一時点で充足される場合には役務提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には役務提供期間にわたり定額、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段
為替予約
ヘッジ対象
外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……………当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の外貨建金銭債務又は外貨建予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 810百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによる回収可能性を判断し、将来税負担を軽減することができる範囲内で計上しております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性に用いられる将来の課税所得の見積りは、予算計画を基礎としており、売上高をその主要な仮定としております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、主要な仮定である売上高の前提について、経済環境の変化等の影響を受けた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の関係会社株式評価損は、連結子会社であるV Investment China Co., Ltd.、及び持分法適用関連会社であるネクスファイ・テクノロジー株式会社に対するものであり、貸倒引当金繰入額（営業外費用）は、株式会社ブイ・イー・ティー及び株式会社フラスクに対するものであります。

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	9,235	8,840
関係会社株式評価損	102	394
関係会社短期貸付金	1,800	2,850
関係会社長期貸付金	5,565	6,106
貸倒引当金繰入額（営業外費用）	—	540
貸倒引当金繰入額（特別損失）	5,565	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行います。また、関係会社長期貸付金について、個別に財政状態及び経営成績等の状況を勘案し、必要に応じ貸倒引当金を計上することとしております。

当事業年度末における関係会社株式の評価は、関係会社の事業計画を基礎としております。V Investment China Co., Ltd.及び持分法適用会社であるネクスファイ・テクノロジー株式会社に対する関係会社株式の評価基礎とした事業計画における重要な仮定は、ターゲットとする市場の需要動向及び製品開発の状況に基づく販売予測となります。

当事業年度においてV Investment China Co., Ltd.及び持分法適用会社であるネクスファイ・テクノロジー株式会社に対する関係会社株式の評価に関して、見積り期間内において実質価額が回復しない見込みであるため、関係会社株式に対し評価減を行いました。

また、当事業年度における貸倒引当金繰入額（営業外費用）は、株式会社ブイ・イー・ティー及び株式会社フラスクに対する関係会社長期貸付金の資金回収可能性に関して評価を実施し、貸倒引当金を計上しました。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|----------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,033百万円 |
| (2) 保証債務額 | |
| 以下の関係会社の受注に対する入札・履行保証等を行っています。 | |
| ① オー・エイチ・ティー株式会社 | 218百万円 |
| ② Kunshan V Technology Co., Ltd. | 15百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 5,351百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 6,106百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 480百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3,732百万円
仕入高	2,295百万円
販売手数料等	1,863百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息及び配当金	1,049百万円

(2) 関係会社株式評価損 394百万円

関係会社株式評価損は、当社子会社であるV Investment China Co., Ltd.及び当社持分法適用関連会社であるネクスファイ・テクノロジー株式会社に対する株式評価損であります。

(3) 減損損失 201百万円

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

場所	用途	種類
静岡県	事業用資産	建物及び機械装置等

当社は農業事業を行っておりますが、異常気象による天候不順や病害虫の影響等から業績不振が続いております。この状況を踏まえ、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（201百万円）として特別損失へ計上しております。

その内訳は、建物150百万円、構築物6百万円、機械装置40百万円、車両運搬具0百万円、工具器具備品3百万円、ソフトウェア0百万円であります。

なお、回収可能価額については、使用価値により測定しておりますが、見積期間内の割引前将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しています。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 607,386株

自己株式の普通株式数には、信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する122,438株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	(百万円)
賞与引当金	51
製品保証引当金	135
受注損失引当金	47
退職給付引当金	92
株式給付引当金	100
貸倒引当金	2,035
未払金等否認額	55
棚卸資産評価損否認額	1,061
関係会社株式評価損	474
減損損失	63
その他	35
繰延税金資産小計	4,155
評価性引当額	△3,327
繰延税金資産合計	827
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	4
その他有価証券評価差額金	12
繰延税金負債合計	17
繰延税金資産の純額	810

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース

(1)リース資産の内容

・有形固定資産

主として車両運搬具の使用権資産であります。

(2)リース資産の減価償却方法

原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額は、リース契約上の残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としています。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ブイ・イー・ ティー	直接 100.0	次世代蒸着マスクの製造及び次世代蒸着技術の開発発員の兼任	資金の貸付	520	関係会社 長期貸付金	5,890
				資金の回収	-	-	-
	株式会社LE- TECHNOL O G Y	直接 100.0	ダイレクト露光装置の開発・製造・販売	資金の貸付	1,300	関係会社 短期貸付金	2,250
				資金の回収	50	-	-
	ジャパング リエイト株 式会社	直接 100.0	半導体製造装置の開発・製造・販売	資金の貸付	150	関係会社 短期貸付金	600
				資金の回収	350	-	-

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 株式会社ブイ・イー・ティーの関係会社長期貸付金については、全額貸倒引当金を計上しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,963円34銭
 (2) 1株当たり当期純利益 26円13銭

1株当たり当期純利益の算定において、信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

12. その他の注記

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

(1)役員株式交付信託

当社は、2020年6月25日開催の第23回定時株主総会に基づき、2020年9月2日より、当社取締役に対する株式報酬制度を導入しております。

①取引の概要

当社が定める「役員向け株式交付規程」に基づき、当社の取締役に対してポイントを付与し、退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を交付する仕組みであります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末241百万円、62千株であります。

(2)従業員株式交付信託

当社は、2020年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月2日より、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン（以下「本プラン」という。）を導入しております。

①取引の概要

本プランの導入に際し制定した「従業員向け株式交付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を交付する仕組みであります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末234百万円、60千株であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 ブイ・テクノロジー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京 嶋 清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋 野 智 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ブイ・テクノロジーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブイ・テクノロジー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責

任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会 に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 ブイ・テクノロジー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京 嶋 清兵衛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋 野 智 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブイ・テクノロジーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所と新たな子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け主に常勤監査役による往査を行いました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、社外取締役との連携につきましては、定期的な意見交換会をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ブイ・テクノロジー 監査役会

常勤監査役 中原 有 庸

監査役 住 田 勲 勇

社外監査役 阿 比 留 修

社外監査役 千 葉 繁 樹

以 上